

# 「弓の清水」史跡指定の背景を探る

富樫豊(2022. 10. 09, 12. 04)

本稿は、高岡市在住者(地元の方と略記)の調査研究の支援として、編者が取材で取りまとめたものである。

## 1. はじめに

富山県高岡市にある「弓の清水」が歴史的価値ある史跡(高岡市により文化財として)として指定されているが、実際には史跡指定は誤りであることが地元の方により2013年に証明された。しかしながら、高岡市(教育委員会)は未だにそのことを認めず、地元民への配慮とともに他への波及効果を恐れるかのように決定事項(史跡指定)の変更には頑として応じず、何事もなかったことを装っているようにみえる。

ここでは、歴史が学術的検証もなくあたかも真実であるかのようにつくられていく実態を世に知らせることを目的として、「弓の清水」史跡指定が如何に学術的検討なしにつくられていくのか、その後の史跡指定の解除の声がいかに潰されていくかを明らかにすることにした。アプローチとしては、まず地域ファーストの思いが歴史の誇張になっていくことを明らかにし、次に検証がまるでなされない文化行政の不誠実さを指摘することにする。

## 2. 弓の清水史跡とは

平安末期の源平の頃(1183年)、木曾で挙兵した木曾義仲が平家軍と倶利伽羅峠で激突し、木曾軍の圧勝に終わった。この歴史的事実が地域の歴史的価値を高めるために、牛角に松明を突けた大群を突進させたとかの伝説はもちろんのこと、富山県内ではわが町を行軍していたといった伝聞が数多くある。なかでも、高岡市中田地区常国において、義仲が倶利伽羅に向けての行軍中に弓矢で地面を射ったところ水が噴き出したおかげで、兵士や軍馬の喉を潤すことができたという伝聞がある。

当地においては昔から今なお地元民(常国旧跡保存会)が史跡として長きにわたり保存活動を行っている。

## 3. 史跡指定に至るまで

そもそも「弓の清水」の実像はどうであったか。江戸末期に県内各地の昔話を集めて編纂した肯構泉達録(歴史本、1815年)に記載がある。これによると、義仲が呉羽と黒河(小杉)の間にある中老田あたりの清水の出る地にて、弓で地を穿って湧き出た水で軍勢の渇きを救ったという。後にこの地が弓の清水と称された。

後年、中田の漢学者(兼医者)として名高い名士が弓の清水の場所を中老田から中田常国に代えて、石碑を幕末期(1864年)に建立したことにより、当該地がまことしやかに歴史的な真実味を帯びるに至った。

その後、昭和期になってその名士の家系で歴史好きな子孫が弓の清水の環境を整備し、これを歴史資産として価値づけた。その後、中田が高岡市との合併(1966年)の際に市は「弓の清水」を(文化財)史跡として指定(認定)した。これ以降、だれも史跡指定に至るまでの経緯を検証することなく、既成事実としてうのみにし、今日まで至っている。

## 4. なぜ検証か、そしてどうしたか

地元では弓の清水の史跡の関心のない人がほとんどであるが、史跡指定の恩恵で管理維持の補助金が支給されており、毎年史跡掃除が地元民総出で実施されている。掃除中のある時、「この史跡って本物か」との地元民の声をきっかけに、掃除中の地元の方が事の真実を調べることとなった。

2013年頃から、肯構泉達録はいうにおよばず、喚起泉達録、万葉集、平家物語等からの資料分析、東大寺等の荘園記録調査、石碑の製作者の素行調査、地域歴史書(地域の小史、街史、高岡市史、等)による分析によって、「史跡指定に際して学術的検証なし」という大発見に辿り着いたのである。

その後は高岡市(実際は教育委員会)と渡り合ったが、一向にらちが明かず、2013年にはマスコミを介して記事を世に出し、郷土史の学会に論文を投稿して頑張っておられた。

## 5. その後の学術検証

### (1)肯構泉達録の記述

肯構泉達録には義仲軍の行軍ルートが記載されている。もちろん、ルート上にある中老田や弓の清水には記載があり、ルートにない中田の記載がないのは当然である。

県西部域におけるルートは呉羽、小杉、黒河、砺波(般若野)、倶利伽羅の順である。また、別動隊が黒河から国府(伏木)に行った可能性もある。ただし、これについては黒河から庄川まで至るルートの記載がないので、別動隊の存在は怪しい。

なお、倶利伽羅の合戦の前に般若野の合戦があったとされているが、明確ではない。仮にあったとしても、合戦の場所は砺波(般若野)であり、常国ではない。

### (2)行軍路の考察

節3に述べたように江戸末期に県内各地の昔話を集めて編纂した肯構泉達録では、平安末期の言い伝えのうち明確な話のみを書き綴ったようだ。例えば、行軍路の地名がさほど多くないのはそのためであろう。

そのような事情にもかかわらず、今日、地域のごく一部の歴史家が行軍路を近世の街道に求めていたが、これはまるっきり誤りであり、今なお非が認められていない。

そもそも近世前には富山県内の主要幹線路は山ルートであり、鶴坂神社(651年創建、万葉集にも記載)、千光寺(703年開基)等の文化建造物がルート沿いにある。時代が下り近世に入って、平地のルートとは別に平野部の湿地帯域に街道がつくられた。よって、近世前に湿地帯のところは義仲の大群が行軍していないことになる。もし木曾軍が中田を通過したなら、ごく近くに歴史ある櫛田神社に戦勝祈願の証拠があるはずであるが、もちろんそのようなものはない。

なお常国は、近世の北陸街道小杉・砺波線にあり、実際の行軍路にある般若野よりも北に位置する。

### (3)石碑建立と周辺整備への立案者の思い

上記項目(1)(2)で弓の清水には歴史的根拠がまるでない結論できる。では、なぜ石碑が建立されたのか、なぜ史跡として価値づけが行われたのか。この疑問を扱う。

**a.**中田の庄屋一家の金持ちの漢学者は地元では名士であり教養人であり歴史通であった。彼が書物にて勉強していただろうから、肯構泉達録に出会い、街道(近世)があったことを拠り所にしての合理に近い推察(創作)を行ったのではといえる。これは、ある程度の知識が蓄積されてくると、資料不足もあって合理に近い推察の欲望にままかられた結果かと思える。

かくして、漢学者は書家に頼んで弓の清水の碑文を建立したのであり、石碑は今も凛と構えている。碑文には、由緒ある歴史的価値ある湧き水であることが刻みこまれている(出典は肯構泉達録)。こうなると、創作性はみじんも感じられず、たいそう立派で由緒正しい歴史的遺産として位置づけが確定したことになるのである。

**b.**漢学者の末裔は歴史を勉強し、村の文化的水準向上を目指されとられたのであろうか、村の教養人として史跡環境整備にのりだすとともに地元小史をはじめ多くの著書を残している。そうした方でも、郷土史の範疇の資料不足には想像力で立ち向かったかのように合理に近い推察をされたのであろう。

**c.**結局、漢学者及びその末裔は歴史の勉強のもとに合理に近い推察を上乘せたとみることができる。もちろん、これは、文筆家が歴史小説の中の歴史としてあるいは現代小説の中にさりげなく歴史を挟み込むというフィクションづくりとは全く異なることに注意したい。後者の場合には、そういうまがいに歴史的価値があるはずもないことは明白だからである。

## 6. 文化行政の問題

### (1)なぜ史跡指定か

続いて湧き上がる疑問。不確かなモノがなぜ市の史跡に指定されたのか。地元の方によると、中田が高岡市と合併(1966年)の際に、中田に対してのリップサービスとして、史跡認定を願う中田への便宜を図って、学術的検証を行わずに史跡に指定したという。(学術検証の事実はない。地元歴史家と高岡市とのやり取りでは学術検証の証拠は出なかった。当然だが。)

### (2)史跡指定論争

地元の方は高岡市に史跡指定の矛盾を指摘した。担当者は理解を示したが、(上層部に報告したところ)即刻閑職へと左遷された。これをもって高岡市の史跡指定についての姿勢が明確となった。その後は高岡市との論戦が続いた(月一回ほどで1-2年間)。その内容は、地元の方側も高岡市側も公文書として取り交わされた。また論争の期間中には、高岡市は自らの文化審議会にて史跡認定問題を議題にあげ、議論を経ることなく委員長独断で「取り合わない」ことを決めた。

高岡市の主な言い分は以下のとおりである。

**a.**義仲の行軍ルートに中田常国があると判断。理由は富山では(行政思いの)某歴史家が市側を支持してるから。その歴史家がどこかの講演資料に掲載の行軍ルートを示す雑なポンチ絵を引き合いに出し、北陸街道ルートと重なる、と主張。

**a'**反論;某歴史家にとって、北陸街道が近世に入ってから山側を避けて平野側に敷いたルートであることはどうでもよく、歴史判断ができないことをさらけ出している。にもかかわらず反証とは、全く話にならない。

**b.**地元が史跡を今なお守り抜いているという事実を市側が評価した。

**b'**反論;地元の努力と歴史的事実とは何の関係もないにもかかわらず、史実を曲げることに何とも思わない市側の見解は理解に苦しむ。

### (3)史跡指定の持つ意味

世の中には、義経が欧州逃亡の際に休んだ場所とか何かをした場所とかいった伝聞に基づく場所が多くある。加えて、後世の歴史ロマンの愛好家がありもしないフィクションを作ることもある。当然これらの伝承場所には学術的検証はない。

こうしたフィクションものと今ここで問題にしている史跡とでは世に与える影響がまるで違う。史跡は文化財だからゆえに公的に指定するのであり、本来は学術検討を伴っているものである。だから、史跡は指定以降には学術誌はいうにおよばず紀行文や官公庁の公式文書にも必要に応じて記載されるのである。例えば弓の清水の場合、関電の水資源の公式文章にも、史跡「弓の清水」が出てくるのである。すなわち、史跡指定は当該地だけの問題に終わらず、多くの関連分野

にも重きをなしているのである。

だから、高岡市は、おいそれと史跡指定解除をいうことができず、今のままでも実情を知る人がほとんどいないことを幸いに強行突破という考えが出てくるのであろう。もっとも、「そんな面倒なことを」という感覚の方が大多数である。事実、地元の方が市の教育委員複数にヒアリングしてもその考えを超えることはなかったという。

さらに一つ付け加えれば、市民から行政への意見書を簡単に認めたならば公害闘争や大規模再開発闘争などの他分野において市民の勢いが加速する、との恐れを抱いているかのようである。実際に市民の声を押さえつけている行政の姿勢を多々目撃することからして、市民を制御する行政であらねば行政支配が崩れる可能性があっては困るのであろう、といっても過言ではない。

## 7. 歴史専門家や一般の方々の取り方

高岡市とのやり取りで一向にらちがあかないので、広く各界に史跡指定問題が投げかけられ、郷土史家・研究者、マスコミ、各界有識者に働きかけられた。

**(1)歴史家・研究者；**・地元の方の分析が高く評価され、論文として世に発信すべきとなり、富山県歴史の学会「富山史壇」に投稿し受理され、2013年に公表された。・歴史研究者からみると、郷土史研究者が少なくないため、学術的検証がなされないまま、地元の意向であたかも歴史的価値が認められたといわんばかりの事象が数々みられる。何とかすべきだが、との見解が一般的である。

**(2)有識者；** 評価は二分される。学術的評価は必要という意見の有識者の存在はいうに及ばないが、地元が史跡と思って頑張っているならそれでいいのでは、という有識者もいる。これをどう解釈するか。郷土史は厳密でなくてもいいとの判断は、郷土史そのものがその程度、ということを裏付けたことに他ならない。また波及についても、虚構が後に重みをなすことを全く意に介さないことも残念という他ない。

**(3)マスコミ；** 県内のマスコミに記事発表や放映するよう依頼してもすべてなしのつづてであった。唯一、中日新聞が好意的であったが、それでも富山支局は及び腰であり、名古屋の本局の方が出てきてやっと大きなスペースを割いての記事となった。マスコミの及び腰は上記項目(2)の後半で述べたことや新聞部数や視聴率の低下に加えて行政からにらまれるのが怖いとの懸念が背景にあるからである。なお、本件について高岡市にお伺いを立てに行ったマスコミもあった。

## 8. その後

史跡指定の問題についてどういう決着を期待していたかといえば、地元の意向の配慮として史跡でなく伝承史跡(単に伝承地だが)として文化財体系や学術体系から外すことが地元の方により提案された。この案も頑なな高岡市の姿勢を崩すことはできなかった。

こうなると後は、総務省の監査委員を動かすとか、市議会での審議とか、県や国への異議申し立てがあるが、いずれも行動が難しく、結局は裁判闘争が考えられた。しかし、個人の申し立てに対して組織が金と人を使って潰す姿勢は裁判闘争でも変わらない(であろう)ことにより、多くを期待できないとして、地元の方の論争中止でもって事が終わった。

## 9. おわりに

弓の清水の史跡指定問題は、県内ではまったく知られていない。たかが地域の史跡という捉え方があるからであるが、地域の健全な発展のためには、虚構に頼ることがいいのかどうか、またそうした虚構を支持する社会システムも大いに問題にすべきである。とりわけ、虚構にすり寄るレベルの低い専門家が御用学者としてどこの分野にもいるが、やはり襟を正したい。そして、地域の極身近なところにおいても、健全な正しい認識が育つことが、地域活性化や地域づくりには目に見えない大きな力になると考える。

本稿は、上記の事を多くの方々を知っていただきたいとの目的で、地元の方に代わって編者が記したものである。文化財に関する一連の闘争から我らは何を学び、何を行動すべきか、大いに示唆に富んだ事実が浮かび上がってきた。以下に結論として記す。

- ・歴史は金の力によっていかようにも世の中でもつくられ、文化環境が虚構となることがままある。
- ・行政はそうした虚構を学術検証なしに受け入れることは厳禁とすべきである。また一度世に出た虚構に対して批判する専門家の判断には真摯に受け止めるべきであり、行政の都合のいい判断に固執することは厳禁である。市民からの批判に対して行政側無反応は民主主義に照らしても大いに問題である。
- ・虚構の波及はこと当該地だけの問題にとどまらず、世の中の文化そのものにも信頼度を低下させることにもつながる。文化財指定・史跡指定はそれだけ重いのである。検証不可の場合は、伝承という枕詞をつけて、公的性を除去(指定解除)すべきである。例、史跡ではなく伝承史跡、あるいは単に伝承地がいい。
- ・専門家はどんなことにおいても、公明正大を貫き通すべきである。マスコミにおいても同様である。
- ・社会システムの不条理を正すには、市民の健全なセンスによる活動が主導となって、社会運営側をも変えていくことになる。
- ・不合理な文化財指定は市町村合併の際に多く発生し

ている。合併の弊害として問題にすべきである。

▲申し送り 以上の論述から今後に向け二点を記す。

・一つは、高岡市の文化系某幹部によれば、こうした事象は弓の清水だけではなく、市管内にも多くあり、何とかしたいと思っても何ともならないのが現状という。ある幹部が問題を(部内で)指摘したところ、直ちに閑職へと左遷された。後世にむけて文化財を引き継ぐべきところであるのに残念との声が聞こえてくるだけに、何とかすべきであろう。

・二つには、何も史跡指定だけではなく、我ら社会における諸問題においても全く同じようなことが起きている。改善としては、身近なところから批判精神旺盛にして社会システムを健全化に向きあいたいものである。

▲謝辞 緻密な分析と活動をしてこられた地元の方に敬意を表し、ここに感謝申し上げます。

▲付録：地元の方の研究姿勢と綿密な調査

・郷土史におけるアプローチとしては、どうしても現場中心になりがちであるだけに、広い視野が必要。例えば、近世前の街道問題は、領域全体を対象として地勢学的並びに地質学的なアプローチがあってはじめて明らかになる。行政思いの歴史家にはそうした観点がなく上に現代(近代)の視点で対象を見るから、学術根拠のない推論が可能になってしまう。

・郷土史には資料不足の嘆きをよく聞く。弓の清水に関わった漢学者とその末裔は、勉強ができるだけにより高い水準を目指して合理と思われる推量をしたものといえる。これとて、アプローチの範囲を時間的にも空間的にも拡大して事に当たるべきなのだが、こうしたアプローチは現代になって当たり前となった。

・問題は、改善しようと思えばできることなのにしない今の行政や一部研究者の姿勢にある。真摯な対応がまさに研究者にも行政にもマスコミにも求められる。

・本研究では文献調査とヒアリング

- ・万葉集、平家物語。越中の神話・昔話や地誌を記した喚起泉達録、肯構泉達録、東大寺等荘園記録、等をすべて読む。

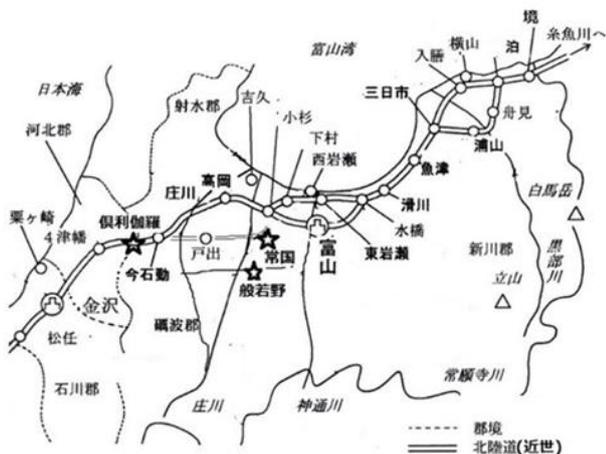


図1 倶利伽羅と弓の清水の位置図 山形大永井氏作加筆、戸出磯



写1. 弓の清水史跡、源泉地



写2 記念碑, 1864年に建立



写3 般若野合戦の石碑

- ・市の審議会委員や教育委員の自宅にてヒアリング
- ・般若野の位置は現在の砺波に近い。山ルートとの認識がないと視点が平野の方に向きがちであり、誤った地域選定をしてしまう。・肯構泉構録は山ルート沿いの民家で発見された。